平成２３年（フ）第４２号
島根県江津市嘉久志町イ1243番地18
債務者　桐田　照子
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　将志
4　破産債権の届出期間　平成23年９月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年10月26日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成２３年（フ）第１１８６１号
埼玉県さいたま市緑区大字三室1850―50
債務者　迎　　麻衣
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加納小百合
4　破産債権の届出期間　平成23年９月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年11月17日午後２時
6　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１８６２号
埼玉県さいたま市緑区大字三室1850―50
債務者　迎　　正幸
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加納小百合
4　破産債権の届出期間　平成23年９月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年11月17日午後２時
6　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１９００号
東京都墨田区太平４丁目１－１―3809
債務者　岩元　　洋
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　隆昭
4　破産債権の届出期間　平成23年９月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年11月17日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２１１号
神奈川県逗子市桜山４丁目14番29号
債務者　平野　　雅
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増田　　尚
4　破産債権の届出期間　平成23年９月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年12月６日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第９３６号
神戸市垂水区星が丘１丁目４番11号
債務者　竹川　恵子
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人神戸シティ法律事務所
4　破産債権の届出期間　平成23年９月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月９日午前10時15分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９４４号
神戸市中央区脇浜町３丁目５番19―1003号
債務者　松元　信雄
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　都竹　順一
4　破産債権の届出期間　平成23年９月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月17日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９４５号
神戸市中央区中山手通１丁目20番12号アーバンヴィレッジ北野坂502、従前の住所兵庫県明石市魚住町清水263番地の７
債務者　山﨑　　洋
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河瀬　　真
4　破産債権の届出期間　平成23年９月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月９日午後２時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２３８号
兵庫県明石市小久保４丁目３－８　ビッグバード205号、住民票上の住所兵庫県明石市明南町２丁目18番15号　ハイツ明南
債務者　石野　敏久
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白　　承豪
4　破産債権の届出期間　平成23年10月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月29日午前11時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第３３７号
埼玉県東松山市大字東平1894番地128
債務者　橋本　享子
1　決定年月日時　平成23年８月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩佐　憲一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月22日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第５６０号
埼玉県坂戸市東坂戸２丁目13番106号
債務者　福沢　孝子
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小寺　智子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月26日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第５７３号
埼玉県坂戸市東坂戸２丁目13番106号
債務者　福沢　靖彰
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小寺　智子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月26日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１６１８号
札幌市豊平区月寒東２条３丁目３番16―102号
債務者　一戸　裕子（旧姓岡田）
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平田　唯史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月25日午後４時15分
5　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５４０号
埼玉県入間市大字上藤沢566番地１グリーンコートＣ―104
債務者　松村　　浩
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　寛太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月26日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年10月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部